明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件（国家公安委一〇）　一
○職業能力開発基本計画を定めた件（厚生労働一四三）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、首都高速道路株式会社都市計画事業、企業年金基金合併及び変更、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三三

告示

○国家公安委員会告示第十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり指定する。

なお、東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件（平成二十三年国家公安委員会告示第六号）は、廃止する。

平成二十三年四月十五日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

（対象地域）

第一条　特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象となる地域は、青森県の市町村のうち八戸市及び上北郡おいらせ町、岩手県の全ての市町村、宮城県の全ての市町村、福島県の全ての市町村、茨城県の市町村のうち水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町、栃木県の市町のうち宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町、塩谷郡高根沢町並びに那須郡那須町及び那珂川町、千葉県の市町村のうち千葉市（美浜区に限る。）、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町、新潟県の市町村のうち十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町並びに長野県下水内郡栄村とする。

（対象者）

第二条　満了日延長措置の対象者は、その住所（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項及び警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項の規定による特定権利利益については、その主たる事務所又は主たる営業所の所在地）が前条に規定する地域内に在る者又は法人であって、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、それぞれ下欄に定めるものとする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	当該措置に係る者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	同号の講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	同号の許可を受けて所持しようとする種類の猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	同号の許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	同号の合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	同号の教習修了証明書の交付を受けている者